

一般廃棄物収集運搬業許可証

勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男 様

守谷市長 松丸 修久



令和4年11月21日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定により次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和4年11月24日から 令和6年10月31日まで
取扱一般廃棄物の種類	廃家電4品目(洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫) 木くず
営業の区域	守谷市全域
搬入先	株式会社カツタ ひたちなか市高野1968番地2 勝田環境株式会社 ひたちなか市高野大房地1967番地2
使用許可車両	水戸130う296 水戸130あ258 水戸131あ289 水戸130い295 水戸130あ259 水戸100い1651 水戸130あ232 水戸130あ261 水戸830う293 水戸130い233 水戸130あ267 水戸130あ239 水戸130あ268 水戸130い246 水戸130あ269 水戸130あ247 水戸130あ271 水戸130あ248 水戸130あ275 水戸130う252 水戸130あ276 水戸130あ253 水戸100そ8098 水戸130さ254 水戸130あ286 水戸830い256 水戸130あ288

許可の条件

- この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。
- 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときはこの許可を取り消すことがある。

備考

令和4年11月24日付け一般廃棄物収集運搬変更届に伴い使用許可車両が変更されたため再交付したものである。